

# 「特別支援教育就学援助」申請書記入時の注意点（Q&A等）

## 1. 原則事項

- 申請書は消えない黒のボールペンで、該当事項について記入もれのないよう、丁寧に記入してください。
- 兄弟姉妹等、同一世帯で2人以上申請される場合でも、申請書は対象児童生徒1人につき1枚作成してください。その場合も、世帯全員の名前等、記入項目はもれなく記入してください。記入もれ等があると、認定や支給が遅くなる場合があります。

## 2. 所得情報の収集について

- 家族全員の所得情報について、情報を閲覧・確認することに同意できない方は申請書上部の「家族全員の所得状況」の箇所に二重線を引いてください。⇒家族全員の所得証明書類を提出してください。
- 令和6年1月1日時点で神戸市内に住民登録がなかった方は、所得証明書類の提出が必要です。
- 所得が未申告の場合は、各区市税事務所等で早急に申告のうえ、所得証明書類を取得してください。

※所得状況が不明な場合、審査ができず認定時期等が遅くなる場合があります。

### < 所得証明書類 >

所得証明書類の提出が必要な場合は、下記のうちいずれか1部(コピー)の提出をお願いします。

※源泉徴収票は、全ての所得が記載されているとは限らないため、証明としては使用できません。

- \* 令和6年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）  
⇒ 会社員等が勤務先から配付されるもの
- \* 令和6年度 市民税・県民税 納税通知書（1枚目と課税明細2・3枚目のコピー）  
⇒ 自営業者等が各市税事務所から郵送されるもの
- \* 令和6年度 市民税・県民税（所得・（非）課税）証明書（控除額の記載があるもの）  
⇒ 必要者が各市税事務所で発行を依頼するもの

## 3. 申請書の記入について

### ①対象児童生徒、申請者欄

- 対象児童生徒は、今回申請する児童生徒の名前を記入してください。
- 申請者は、住民基本台帳、学齢簿のデータと連携するため、「区役所・学校で登録されている保護者（※）」の名前を記入してください。※基本的に、保護者のうち世帯主の方が区役所・学校で保護者として登録されます。詳しくは、区役所市民課でお尋ねください。
- 生活保護の受給、神戸市就学援助の申請（または認定）の有無について、を入れてください。

### ②援助費の振込口座欄

- 振込口座は、必ず上記3. ①(申請者欄)で記入した申請者の名義の口座を記入してください。
- 口座情報に誤りがあると、振込が遅れることがありますので、正確に記入してください。
- 記入された口座は令和6年度分援助費の振込が完了するまで解約しないようご注意ください。  
(令和6年度援助費の最終の振込は令和7年4月頃の予定です。)

【裏面もお読みください】

### ③家族欄（令和6年4月1日時点の状況で記入してください。）

- 上記3. ①(申請者欄)で記入した方以外の、同一世帯員全員の名前(フリガナ)、生年月日等、記入項目はもれなく記入してください。(別添記入例参照)。  
家族についての記入欄が足りない場合は申請書をコピーして、2枚目に記入してください。
- 名前・フリガナは住民票に記載されているとおりに、正確に記入してください。
- 世帯人数・生年月日および特別支援学級(特別支援学校)在籍状況は、特別支援教育就学援助の所得基準額の算定に影響しますので、正確に記入してください。
- 18歳以上の方が世帯に含まれる場合は、職業を記入してください。(学生であれば「大学生」等、無職の場合は「無職」と記入してください。)
- 市外単身赴任や同一世帯員(扶養)に入っている大学生の子どもの一人暮らしの場合などは、備考欄にその旨を記入してください。

### ④通学費欄

- 公共交通機関または自家用車で通学する児童生徒で、通学費を申請する場合は必ず記入してください。  
※徒步通学の場合は、通学費の対象になりませんので記入する必要はありません。
- 公共交通機関の場合は、利用交通機関の名称、区間(駅名・停留所名)、乗車券の種類(福祉乗車証・定期券等)、を調べたうえで正確に記入してください。  
※福祉乗車証を使用する、定期券を購入する等、最も合理的かつ経済的な経路および方法により記入してください。
- 自家用車の通学経路および距離は、教育委員会で審査のうえ認定しますので、あらかじめご了承ください。

## 4. その他（よくある問い合わせ）

- 大学生の子どもが市外で一人暮らしをしている場合に、所得証明書の提出は必要ですか?  
⇒親の扶養に入っている(アルバイト等での収入が年額 103万円未満)場合は原則として必要ありません。ただし、教育委員会で所得情報を確認・閲覧後に必要な情報が確認できなかった場合は、別途取得をお願いすることがあります。
- 夫または妻が市外単身赴任をしていますが、所得証明書は必要ですか?  
⇒必要です。必ず世帯員全員分の所得証明書類を提出してください。
- 令和6年3月末に引っ越ししてきました。所得証明書は必要ですか?  
⇒必要です。令和6年1月1日時点で神戸市に住民登録がない場合、必ず世帯員全員分の所得証明書類を提出してください。
- 海外勤務をしていますが、所得証明書はどうすればよいですか?  
⇒所得証明として下記の書類を提出してください。
  - ①「勤務先の源泉徴収票または年間の給与額証明書(日本国内及び現地での収入分)」もしくは「駐留先の公的機関の所得証明書(翻訳したものを添付してください。)」のいずれか
  - ②出国を証明するパスポート等のコピー
  - ③他に所得がない旨の申立書(様式は学校へお問い合わせください。)